



平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 フジテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 内 山 高 一
コード番号 6406
上場取引所 東証・大証第一部
問 合 せ 先 専務執行役員財務本部長 北川由雄
(TEL 0749-30-7111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 62 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるほか、グループ会社との事業目的の整合性を図るため、事業目的を追加変更するものであります。(現行定款第 2 条)
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更を決議したものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに株券喪失登録簿に関する規定を削除するものであります。(現行定款第 8 条、第 11 条第 3 項)
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して 1 年間は、株主名簿管理人が株券喪失登録簿の作成および備えおき、その他株券喪失登録簿に関する事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、当社定款の規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除するものであります。(現行定款第 9 条、第 11 条第 3 項)
- (3) 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、所要の変更を行うものであります。(現行定款第 10 条)
- (4) その他、上記変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更の内容」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木)

以 上

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>各種電気輸送機及び電気装置用機械器具並びに材料の製造、販売、据付、保守及び修理。</u></p> <p>(2) <u>建築物の設計、施工及び工事監理。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>前各号に付帯する一切の業務。</u></p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条(目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>エレベータ、エスカレータ、動く歩道、その他の昇降機・電気輸送機ならびにこれらの部材・機器の製造、販売、据付、改修、修理、保守点検および監視制御</u></p> <p>(2) <u>建築工事・機械器具設置工事、その他の建設工事の設計、施工および監理</u></p> <p>(3) <u>各種ビルの設備監視、保安・警備、清掃および管理</u></p> <p>(4) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(5) <u>不動産賃貸業</u></p> <p>(6) <u>ショールーム・スポーツ施設・カルチャー施設・宿泊施設・教育研修施設・駐車場・飲食店・売店等の運営および管理</u></p> <p>(7) <u>前各号に付帯関連する物品の販売・輸出入および役務の提供</u></p> <p>(8) <u>前各号の事業に関する技術、ノウハウの研究、開発、指導および実施許諾</u></p> <p>(9) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>
<p>第3条～第7条 (条文省略)</p>	<p>第3条～第7条 (現行どおり)</p>
<p>第8条(株券の発行)</p> <p><u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>②前項の規定にかかわらず、当社は单元株式数に満たない数の株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 <u>9</u> 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 <u>10</u> 条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>11</u> 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿 (<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備えおき、その他の株主名簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 <u>12</u> 条～第 <u>41</u> 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第 <u>8</u> 条 (単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第 <u>9</u> 条 (株式取扱規則) 当社の株主権行使の<u>手続き</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>第 <u>10</u> 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備えおき、その他の株主名簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第 <u>11</u> 条～第 <u>40</u> 条 (現行どおり)</p> <p>附則 <u>第 1 条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備えおき、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>